

2025年度春季 労働関連法セミナー

オンライン
開催

ICTの発達で 広がる 多様な働き方

参加費
無料
(要申込)

ICT（情報通信技術）の発達により、働き方は柔軟化・多様化が進んでいます。在宅勤務などのリモートワークや、いわゆる「すきま時間」を活用するスポットワークが広がり、副業・兼業、フリーランスといった働き方も拡大しています。一方で、労働時間管理や雇用関係、健康・安全衛生をめぐる新たな課題も顕在化しています。本セミナーでは、こうした多様な働き方に伴う課題について整理し、実務上の対応を考えます。

時間 いずれも18:30～20:30

3/4

水

副業・兼業など
複数就労に関する
課題

講師：山崎由紀（社会保険労務士）

3/11

水

フリーランスなど
雇用によらない働き方の
課題

講師：喜多和美
(司法書士・社会保険労務士)

3/18

水

スポットワークなど
短時間・単発の就労の
課題

講師：小林さゆり（社会保険労務士）

申込み方法

右の2次元コードから
お申し込みください。



各回の詳細は裏面をご覧ください。

主催

ラボール学園/認定NPO法人あったかさサポート



attaka-support@r6.dion.ne.jp

3/4

水

副業・兼業など 複数就労に関する課題



第1回

副業・兼業などの複数就労が広がる中、労働基準法に基づく労働時間の通算義務が大きな課題となっています。他事業所での労働時間を把握するのは難しく、割増賃金の支払いや過重労働防止への対応は困難です。また、被用者保険の適用も煩雑です。厚生労働省は「ガイドライン」の整備や周知、相談体制の充実を進めていますが、現場ではなお対応に苦慮する状況が続いています。

3/11

水

フリーランスなど 雇用によらない働き方の課題



第2回

フリーランスなど雇用によらない働き方では、労働者性の判断の難しさ（偽装請負）の問題、被用者保険の適用対象外であること、発注者や仲介者（労働プラットフォーム）との力関係の差などが課題とされています。2024年秋に施行された「フリーランス新法」により、契約内容の明示やハラスメント防止、育児・介護との両立支援など一定の保護が図られました。なお課題は残っています。

3/18

水

スポットワークなど 短時間・単発の就労の課題



第3回

スポットワークなど短時間・単発の就労では、雇用契約の成立時期が不明確になりやすく、賃金や労働時間の管理、休業時の対応をめぐるトラブルが課題とされています。厚生労働省は留意事項をまとめたリーフレットを作成し周知を進め、関係団体も適切な労務管理に向けた対応を進めています。現場ではなお個別具体的な課題が残っています。

お申込み詳細・お問合せ

表面の2次元コードから、フォームに必要な事項を入力してお申込みください。

- ★本セミナーは各回完結型のため、1回からご参加いただけます。
- ★各回の前日までに、お申込み時に入力いただいたメールアドレスに、ミーティング情報をお送りします。
- ★講演部分の録画データを後日期間限定で配信し、お申込みされた皆様にご案内します（講師の許可が得られた回のみ）。

主催団体HP



ラポール学園



あったかサポート